

<感染症の出席停止のめやす>

【感染を広げないため】

“病原体を多量に排泄しており他人へ病気をうつしやすい期間”であることから、集団の場での感染症の流行を防止するために行います。

<主な「学校において予防すべき感染症」の出席停止基準>

学校保健安全法施行規則・第19条（出席停止の期間の基準）

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（園児においては3日）を経過するまで（詳しくは裏面をご覧ください）
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。 (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください)
風しん	発しんが消失するまで (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください)
水痘 (みずぼうそう)	すべての発しん（水疱）が痂皮化する（かさぶたになる）まで (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)
咽頭結膜熱	主要症状（発熱、咽頭痛、結膜充血）が消退した後2日を経過するまで
新型コロナ ウイルス感染症	<u>発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで</u>

《日にちの数え方》 ○○した後 △日を経過するまで…という記載の場合

○○と言う事象がみられた日を「0」日目と起算し、翌日から1日目、2日目と数えます。

<出席停止の手続きの流れ>

- 1 医師から感染症の診断を受けたら、速やかに担任へ連絡をお願いします。
- 2 医師の指示に従い、必要な期間、治療と休養を十分にとってください。
(出席停止期間は、欠席扱いになりません。)
- 3 登校する際は、医師の指示に従って登校（園）してください。
(保護者等の判断による登校（園）はご遠慮ください。)
- 4 「感染症罹患による欠席報告書」に必要事項を保護者の方で記入していただき、登校（園）時にご提出ください。

※医療機関による証明書の提出は不要です。